

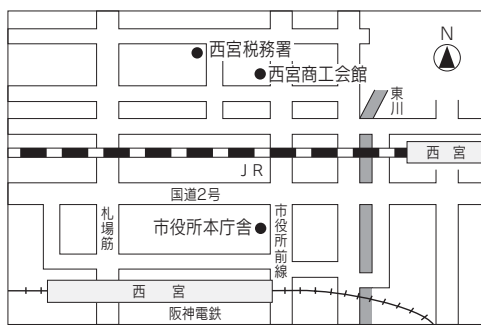
所得税、市県民税 3/15まで 申告・納税はお早めに

平成23年分所得税の確定申告と納税、24年度個人市県民税の申告受付期間は、2月16日～3月15日(土・日曜除く)です。
贈与税の確定申告については2月1日～3月15日(土・日曜除く)です。
期間間近は窓口が混雑しますので、申告はできるだけ早めに済ませてください。

所得税

確定申告は西宮税務署
(0798-34-3930)

所得税法では、納税者が1年間の所得金額と税額を正しく計算して申告と納税を行う「申告納税制度」が採られています。
次の条件に該当する人は、昨年中の所得金額と税額を計算し、3月15日までに西宮税務署(左上図参照)に申告と納税をしてください(納付書は税務署、金融機関にあり)。
①給与所得者で、給与の年収が2000万円を超える人、2力以上から給与を受けている人
②年末調整を行った給与所得以外に生命保険の満期返戻金、駐車場の賃貸収入などの所得金額が20万円を超える人
③事業所得や不動産所得などのある人で、昨年中の所得の合計額から控除合計額を差し引き、その残額をもとにして計算した税額が、配当控除額よりも多い人 など
なお、この確定申告をする人



市県民税

申告は市民税グループ
(0798-35-3267)

市は、市民税グループと各支所で、平成24年度の個人市県民税申告を受け付けます。日程は下表のとおりです。
次の条件のいずれかに該当する人は、市県民税の申告をしてください。ただし、所得税の確定申告をする人は、この申告をする必要はありません(※)。
申告の際には、源泉徴収票など収入が分かるものや生命保険料、国民年金保険料の控除証明書、医療費等の領収書を持参してください。

(※)平成23年分の確定申告から公的年金等の収入金額が400万円以下で公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合

公的年金等の収入がある人へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合、平成23年分の確定申告から所得税の確定申告書の提出が不要になりました。

市県民税の申告は不要です。また、所得税の確定申告が必要ない場合でも、市県民税の申告が必要となる場合があります。

郵送やインターネットでも申告

確定申告期間中、所得税・消費税の申告書は郵送などでも提出できます。また、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)から確定申告書等の作成ができます。ご利用ください。

《郵送》申告書に必ず住所・氏名を記入し、所得から控除される生命保険料の証明書や源泉徴収票など各種書類を同封し、西宮税務署(〒662-8585 江上町3-35)へ送付してください。

《インターネット》「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」に登録すれば、インターネットを利用して申告、納税などができます

贈与税

平成23年中に贈与を受けた財産の価格の合計額が基礎控除である110万円を超えた人は、3月15日までに贈与税の申告と納税が必要です。

消費税

申告・納税は4月2日まで
事業所得や不動産所得がある人で、平成21年分の課税売上高が1000万円を超える人や課税事業者選択届出書を提出している人は、消費税の申告が必要です。4月2日までに申告と納税をしてください。

確定申告 税務署以外の相談・受付会場

西宮税務署は、税務署以外で申告書の作成相談に応じる「確定申告会場」を開設します。各会場の対象・開設期間などは下表のとおりです。

期間(土・日曜、祝日を除く)	開設時間	対象
3月15日(木)まで	9:00~12:00 13:00~16:00	収入が給与と所得および年金所得のみの人(譲渡所得の申告をする人や住宅借入金等特別控除の適用を受ける人は税務署で申告を)
2月15日(水)まで	9:30~16:00	医療費控除や住宅借入金等特別控除などの還付申告をする人
2月16日(木)~2月29日(水)	9:30~12:00 13:00~16:00	譲渡所得の申告を除く全ての人

◆西宮税務署の休日申告相談
2月19日(日)・26日(日)の午前8時半~午後5時。確定申告の相談、受付を実施。問合せは西宮税務署へ。 ※通常、土・日曜、祝日は受け付けていません。2月間は大変混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。

住宅ローン控除

1日現在、市外在住者で、市内に事業所や事務所がある人に適用される条件は、所得税の住宅ローン控除が適用され、平成11年~18年または21年~25年に入居し、控除可能額のうち所得税から控除しきれない額がある場合です。

22年度以後、市への独自の申告は原則不要となっています(11年~18年に入居した人で、退職、山林所得がある場合や平均課税を適用されている場合は問合せを)。

住宅ローン控除が年末調整により所得税から控除されず、かつ住宅ローン控除の記載のある確定申告書等が市県民税の納税通知書等送達までに提出されない場合、遅れて手続きをしても市県民税の住宅ローン控除の適用はできませんのでご注意ください。

市県民税 税制改正の要点を紹介

税法や条例の改正により、平成24年度から変更になる市県民税の主なポイントは次のとおりです。

寄附金税額控除の改正

適用下限額の5000円から2000円への引き下げ。
※詳細は、本紙1月25日号と合わせて全戸配布した「平成24年度個人市県民税のお知らせ」をご覧ください。

扶養控除の改正

年少扶養控除(16歳未満)・

同居特別障害者加算の改組

扶養親族または控除対象配偶者が同居特別障害者である場合

の扶養控除または配偶者控除への23万円加算措置を「特別障害者控除への加算」に改める。